

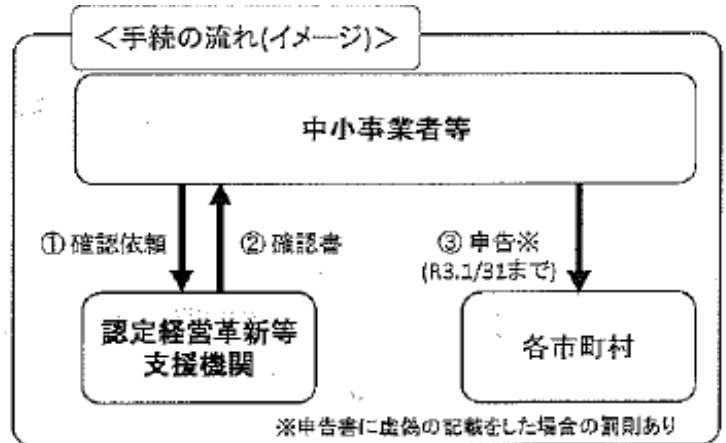
◆新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 (シリーズ)

～減税 中小企業者等の令和3年度の固定資産税の減免について～

中小企業者等の税負担を軽減するため、中小企業等が保有するすべての償却資産や事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税が、売上減少幅に応じて1/2軽減または全額免除されます。申請に必要な書類(軽減申告書)は、当所窓口または鳥栖市税務課にて配布しております。ご不明な点は、当所までお問い合わせ下さい。

中小事業者等の範囲	
○ 次のいずれかに該当する法人または個人	
[1] 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	
[2] 資本または出資を有しない法人は常時使用する従業員数1,000人以下	
[3] 常時使用する従業員数1,000人以下の個人	
※ 性風俗関連特殊営業を除く	
売上減少率(※)	減免措置
30%以上50%未満	1/2
50%以上	ゼロ

※ 令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月の売上高と前年同期を比べたときの売上減少率



【注意】手順の詳細は検討中。中小企業庁ホームページに掲載予定

◆元百貨店バイヤーが語る！仕入れたくなるモノづくりと売込み方

～佐賀県よろず支援拠点 無料セミナー開催のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、集客が思う様にならない状況の中で、with コロナで「知っておきたい！販路開拓術」についてお話いただきます。

是非、この機会にご出席下さい。

【日時】 令和2年11月10日(火) 10:00～11:30

【講師】 佐賀県よろず支援コーディネーター 森 武志 氏

【会場】 鳥栖商工会議所 【定員】 5名 【参加費】 無料

※講師は、35年間勤めた伊勢丹でのバイヤー経験があり、販路開拓や商品開発を専門とされています。また、当セミナーは少人数制での開催となります。(個別相談も可)

◆新型コロナウイルスの影響でお困りの方に！

～家賃支援給付金の相談窓口のご案内～

電子申請の方法が分からない方を対象として、当所では申請の相談に応じています。

佐賀県よろず支援拠点の専門員が申請のサポートを行っています。是非ご利用ください。

給付対象者 感染拡大により影響を受ける事業者

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月から同年12月までのいずれか単月の売上が、前年同月の売上と比較して50%以上減少している方。

(2) 連続する3ヶ月の売上合計で前年同月比30%以上減少している方。

給付上限額 法人等 600万円/個人事業主 300万円

申請 期間 令和3年1月15日(金)までに家賃支援給付金申請用HPより申請。

相談 日 毎週3回(月・水・金) 9時～17時